

## 第1回 原子力と法研究会 無過失責任の意義と広がり

豊永 晋輔

(弁護士・桐蔭横浜大学法科大学院客員教授)

### 1 無過失責任の根拠法令

原子力損害賠償責任は、過失がなくても成立する、無過失責任であると言われる。

原子力事業者は、原子炉の運転等により原子力損害を生じさせた場合、当該原子力損害賠償責任を負う（原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）3条1項本文）。これに対して、不法行為の一般的規定である民法709条は、「故意又は過失によって」を要件としている。

したがって、原賠法に基づく損害賠償責任は、加害者の故意・過失を要件としていない点で、無過失責任である。

### 2 危険責任

近代法では、国民の活動の自由を保障するため、加害者に何らかの落ち度（過失）がない限り、損害は被害者のもとにとどまるのが原則である（過失責任の原則）。にもかかわらず、原子力損害賠償責任が過失なしに成立する根拠は、原賠法3条1項に基づく責任が、危険責任に基づくことにある（橋本佳幸『責任法の多元的構造—不作為不法行為・危険責任をめぐって』（有斐閣、2006年）223頁）。

ある事業者が、高度で、かつ、完全には制御することができない危険（「特別の危険」ともいう。）な事業を行う場合、事業者が注意・行為義務を尽くしても（過失がないとしても）、性質上、相当の頻度で操業上の事故が生じてしまう。そこで、過失を問わない危険責任による規律が要請され、危険源を作出・維持する者が、当該危険源に対する一般的支配をもって、保証人類似の立場とみなされて、当該危険源に結びついた特別の危険を割り当てられる。これが危険責任である。

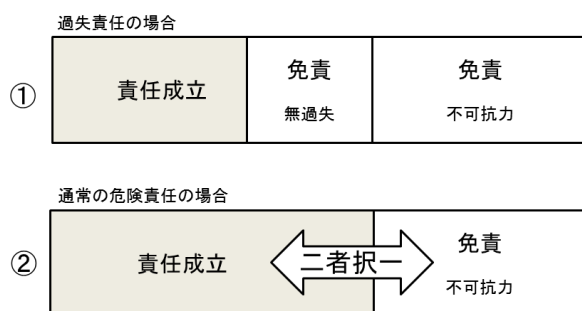
### 3 不可抗力免責との関係

このような危険責任の考え方は、一見無縁のように見える、他の原子力損害賠償制度の要素と密接に関連する。

原子力損害賠償責任は、不可抗力の場合、免除される（原賠法3条1項ただし書き）。不可抗力とは、人の統禦力を超えたもので、責任をまるまる認めるのが不適當な程度に達したものをいう（加藤一郎『『不可抗力』について』法学教室1号53頁）。

ここで、危険責任の場合、危険源の定型的な危険についての危険源支配者の責任として、危険源による定型的な危険の実現(損害)を賠償する責任を負う。反対に、定型的な危険の実現でなければ責任は生じない。したがって、不可抗力の解釈論の内容は、結局、その危険源の定型的危険がどこで認められなくなるかという判断に他ならない(錦織成史「不可抗力と避けることのできない外的事実—危険責任の免責事由に関する一考察」法学論叢 110 巻 4=5=6 号(1982 年) 235 頁)。

言い換えると、過失責任は、被害の原因が、①加害者の過失行為に基づく場合、②加害者の無過失な行為に基づく場合、③不可抗力に基づく場合という三つに分類される。これに対して、無過失責任・危険責任は、①行為者に責任が成立する場合、②不可抗力に基づく場合という二者択一になっている(下図参照)。



#### 4 残された課題

今回の研究会では、以下のような課題が残った。

第1に、危険責任における「特別の危険」の範囲について、法の経済分析の手法で分析する必要がある。法律学は、個別具体的な事案について、事後的に、事実に法を適用して紛争を解決することを使命とするあまり、事前の、全体としての制度の設計に対するアプローチが不足する側面がある。そこで、それを補足するため、経済学のアプローチを応用することとした。このことは、原子力技術にとどまらず、他の有益だが危険な技術を活用する場面において、危険責任によるべきか、過失責任によるべきかという問題に関する検討の視座を提供する。

第2に、原賠法は、不可抗力免責について、異常に巨大な天災地変などに限定している。これは、どのような意味を持つのかという点について検討する。研究会では、不可抗力免責の範囲を限定することにより、事業者の責任の範囲(相当因果関係の範囲)が拡張されるという議論が可能であること、しかし、そのような拡張は論理の飛躍とも見られるとの指摘がなされた。

第3に、無過失責任を課すことは、事業者にとって、最大限の事故防止策をとったとしても結果責任を問われることを意味するため、事業者の事故防止のインセンティブを削ぐ可能性がある。そこで、過失責任と無過失責任を比較して、事業者の事故防止のインセンティブにどのように影響するかを検討する。

今後は、これら残された課題について、危険責任・不可抗力免責の理解を前提に、あるべき原子力損害賠償制度の設計という観点から検討したい。